

犬山市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整
に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、犬山市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成27年条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(産業廃棄物等関連施設)

第2条 条例第2条第1号の規則で定める産業廃棄物等関連施設は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「廃掃法施行令」という。）第7条第1号から第13号の2までに掲げる産業廃棄物の処理施設
- (2) 汚染土壌処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号）第1条第1号、第2号及び第4号に掲げる汚染土壌処理施設であって、汚染土壌（土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第16条第1項に規定する汚染土壌をいう。以下同じ。）の処理を業として行う者（同法第22条第1項の許可を要するものに限る。）が設置するもの
- (3) 産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。）の処分の用に供する施設（第1号に掲げる施設を除く。）であって、産業廃棄物の処分を業として行う者（廃掃法第14条第6項又は第14条の4第6項の許可を要するものに限る。）が設置するもの
- (4) 産業廃棄物の積替え又は保管の用に供する施設であって、産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者（廃掃法第14条第1項又は第14条の4第1項の許可を要するものに限る。）が設置するもの
- (5) 廃掃法施行令第7条第14号に定める産業廃棄物の最終処分場

(6) 汚染土壌処理業に関する省令第1条第3号に掲げる汚染土壌の埋立処理施設

(産業廃棄物等関連施設の変更)

第3条 条例第2条第2号の規則で定める変更は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号及び第5号に掲げる産業廃棄物等関連施設に係る廃掃法第15条の2の6第1項に規定する変更（同項ただし書に規定する変更を除く。）

(2) 前条第2号及び第6号に掲げる産業廃棄物等関連施設に係る土壌汚染対策法第23条第1項に規定する変更（同項ただし書に規定する変更を除く。）

(3) 前条第3号に掲げる産業廃棄物等関連施設に係る次に掲げる変更

ア 廃掃法第14条の2第1項に規定する産業廃棄物の処分の事業の範囲の変更（同項ただし書に規定する変更を除く。）又は同法第14条の5第1項に規定する特別管理産業廃棄物の処分の事業の範囲の変更（同項ただし書に規定する変更を除く。）

イ 直近の条例第5条第1項の事業計画書（同項の事業計画書を提出したことがない場合にあつては、平成27年12月31日以前における直近の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。次号において「廃掃法施行規則」という。）第10条の4第1項若しくは第10条の16第1項の申請書又は同令第10条の10第2項若しくは第10条の23第2項の届出書）に記載した処理能力又は産業廃棄物の保管面積の10パーセント以上の増加変更

ウ 事業の用に供する施設の設置場所の変更

エ 保管の場所の変更

(4) 前条第4号に掲げる産業廃棄物等関連施設に係る次に掲げる変更

ア 廃掃法第14条の2第1項に規定する産業廃棄物の収集若しくは運搬の事業の範囲の変更（同項ただし書に規定する変更を

除く。)又は同法第14条の5第1項に規定する特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬の事業の範囲の変更(同項ただし書に規定する変更を除く。)

イ 直近の条例第5条第1項の事業計画書(同項の事業計画書を提出したことがない場合にあつては、平成27年12月31日以前における直近の廃掃法施行規則第9条の2第1項若しくは第10条の12第1項の申請書又は同令第10条の10第2項若しくは第10条の23第2項の届出書)に記載した産業廃棄物の保管面積の10パーセント以上の増加変更ウ 積替え又は保管の場所の変更

(5) 前各号に掲げるもののほか、周辺の生活環境に与える影響が大きいものとして市長が特に認める変更
(利害関係者)

第4条 条例第2条第5号の規則で定める利害関係を有する者は、産業廃棄物等関連施設の敷地の用に供する土地(これと一体的に使用する土地並びに産業廃棄物又は汚染土壌の搬入及び搬出のための通路として使用する土地を含む。以下「事業用地」という。)の境界線から4メートル以内にある土地の所有者とする。

(事業計画書)

第5条 第2条第1号及び第3号から第5号までに掲げる産業廃棄物等関連施設に係る条例第5条第1項の事業計画書は、産業廃棄物等関連施設(産業廃棄物)設置事業計画書(様式第1)によるものとする。

2 前項の事業計画書には、条例第5条第1項第3号ウの産業廃棄物等関連施設の処理能力として、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 第2条第1号及び第3号に掲げる産業廃棄物等関連施設にあつては、1日及び1時間当たりの処理量並びに保管を行う場合には、保管の場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類、処分等のための保管上限及び積み上げる高さ

(2) 第2条第4号に掲げる産業廃棄物等関連施設にあっては、積替え又は保管の場所の所在地及び面積並びに積替え又は保管する産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げる高さ

(3) 第2条第5号に掲げる産業廃棄物等関連施設にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量

3 第1項の事業計画書には、条例第5条第1項第3号エの産業廃棄物等関連施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項として、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 産業廃棄物等関連施設の位置

(2) 産業廃棄物等関連施設の構造及び設備

(3) 産業廃棄物等関連施設の処理方式

(4) 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）

(5) 設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他生活環境への負荷に関する数値

(6) その他産業廃棄物等関連施設の構造等に関する事項

4 第1項の事業計画書には、条例第5条第1項第3号オの産業廃棄物等関連施設の維持管理に関する計画に係る事項として、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 排ガスの性状、放流水の水質等について、周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値

(2) 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項

(3) その他産業廃棄物等関連施設の維持管理に関する事項

5 第1項の事業計画書には、条例第5条第1項第3号カの災害防止のための計画に係る事項として、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 産業廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項

(2) 公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項

(3) 火災の発生の防止に関する事項

(4) 地震発生時の災害の防止に関する事項

- (5) その他産業廃棄物等関連施設に係る災害防止に関する事項
- 6 第2条第2号及び第6号に掲げる産業廃棄物等関連施設に係る条例第5条第1項の事業計画書は、産業廃棄物等関連施設（汚染土壌）設置事業計画書（様式第2）によるものとする。
- 7 前項の事業計画書には、条例第5条第1項第4号アの産業廃棄物等関連施設の処理能力として、次に掲げる事項を記載するものとする。
- (1) 第2条第2号に掲げる産業廃棄物等関連施設にあつては、1日及び1時間当たりの処理量
- (2) 第2条第6号に掲げる産業廃棄物等関連施設にあつては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量
- 8 第1項及び第6項の事業計画書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
- (1) 産業廃棄物等関連施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
- (2) 第2条第5号及び第6号に掲げる産業廃棄物等関連施設にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- (3) 第2条第1号から第3号までに掲げる産業廃棄物等関連施設にあつては、処理工程図
- (4) 事業用地の周囲の状況及び境界線並びに産業廃棄物等関連施設の配置を示す図面
- (5) 産業廃棄物等関連施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類
- (6) 産業廃棄物等関連施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及び資金の調達方法を記載した書類
- (7) 産業廃棄物等関連施設に係る事業経営計画の概要を記載した書類
- (8) 事業者が法人である場合は、次に掲げるいずれかの書類
- ア 事業計画書を提出する直前3事業年度における各事業年度の

貸借対照表及び損益計算書並びに法人税の未納がないことを証する書類

イ 事業計画書を提出する直前の事業年度に係る有価証券報告書

(9) 事業者が法人である場合は、定款の写し及び登記事項証明書

(10) 事業者が個人である場合は、次に掲げる書類

ア 資産に関する調書及び事業計画書を提出する直前3年の所得税の未納がないことを証する書類

イ 住民票の写し

(11) 産業廃棄物等関連施設の設置の用に供する土地の登記事項証明書（事業者が土地の所有権を有しない場合は、事業者が土地を使用する権原を有することを証する書類）

9 第6項の事業計画書には、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 汚染土壌の処理に伴い生ずる汚水の処理の方法並びに汚染土壌処理施設に係る事業場から排出される水（以下この項において「排水」という。）及び排水に係る用水の系統を説明する書類

(2) 排水口（産業廃棄物等関連施設に係る事業場から公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。）に排水を排出し、又は下水道（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道及び同条第4号に規定する流域下水道であって、同条第6号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）をいう。）に排除される水を排出する場所をいう。）における排水の水質の測定方法を記載した書類

(3) 産業廃棄物等関連施設の周辺の地下水の水質の測定方法を記載した書類

(4) 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の事業用地からの飛散、揮散及び流出並びに地下への浸透を防止する方

法を記載した書類

- (5) 第2条第2号に掲げる産業廃棄物等関連施設のうち浄化等処理施設（排出口（次に掲げる物質（以下「大気有害物質」という。以下同じ。）を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。以下この項において同じ。）から大気有害物質を排出しない処理方法を用いるものを除く。以下同じ。）又はセメント製造施設にあつては、汚染土壌の処理に伴い生じ、排出口から大気中に排出される大気有害物質の排出方法及び処理方法並びに大気有害物質の量の測定方法を記載した書類

ア カドミウム及びその化合物

イ 塩素

ウ 塩化水素

エ ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素

オ 鉛及びその化合物

カ 窒素酸化物

キ 1,2-ジクロロエタン

ク ジクロロメタン（塩化メチレン）

ケ 水銀及びその化合物

コ テトラクロロエチレン

サ トリクロロエチレン

シ ベンゼン

ス ポリ塩化ビフェニル（PCB）

セ ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項に規定するダイオキシン類

- (6) 産業廃棄物等関連施設の廃止措置（土壌汚染対策法第27条第1項に規定する措置をいう。）に要する費用の見積額を記載した書面及び当該見積額の支払が可能であることを説明する書面

- (7) 産業廃棄物等関連施設において処理した汚染土壌であつて区域指定基準（土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項又は第2項に規定する基準をいう。）に適合

しない汚染状態にあるものを当該産業廃棄物等関連施設以外の施設において処理する場合の施設（以下「再処理汚染土壌処理施設」という。）について土壌汚染対策法第22条第1項の許可を受けた者が当該処理を受託することについての同意書及びその者が当該許可を受けていることを証する書類

10 条例第5条第1項第5号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1号及び第3号に掲げる産業廃棄物等関連施設のうち産業廃棄物の焼却施設及びばい焼施設にあつては、焼却灰等の処分方法
- (2) 第2条第1号及び第3号に掲げる産業廃棄物等関連施設のうち次に掲げる施設にあつては、汚泥等の処分方法
 - ア 廃油の油水分離施設
 - イ 廃酸又は廃アルカリの中和施設
 - ウ 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設
- (3) 第2条第1号及び第3号に掲げる産業廃棄物等関連施設のうち廃石綿又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設にあつては、熔融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法
- (4) 第2条第5号に掲げる産業廃棄物等関連施設にあつては、埋立処分の計画
- (5) 第2条第1号及び第3号から第5号までに掲げる産業廃棄物等関連施設にあつては、当該産業廃棄物等関連施設に係る産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項
- (6) 第2条第2号及び第6号に掲げる産業廃棄物等関連施設にあつては、次に掲げる事項
 - ア 産業廃棄物等関連施設に係る事業場の名称及び事業者の事務所所在地
 - イ 産業廃棄物等関連施設のほかに土壌汚染対策法第22条第1項の許可を受けている汚染土壌処理業に係る施設を有する場合

にあつては、当該許可をした長のある都道府県名又は市名及び当該許可に係る許可番号（同項の許可を申請している場合にあつては、申請先の長のある都道府県名又は市名及び申請年月日）

ウ 汚染土壌の処理の方法

エ 第2条第2号に掲げる産業廃棄物等関連施設のうちセメント製造施設にあつては、製造されるセメントの品質管理の方法

オ 汚染土壌の保管設備を設ける場合には、当該保管設備の場所及び容量

カ 再処理汚染土壌処理施設に係る次に掲げる事項

(ア) 再処理汚染土壌処理施設に係る事業場の名称及び所在地

(イ) 再処理汚染土壌処理施設についての土壌汚染対策法第22条第1項の許可をした長のある都道府県名又は市名及び当該許可に係る許可番号

(ウ) 再処理汚染土壌処理施設の種類及び処理能力

（事業計画書等の提出時期）

第6条 条例第5条第1項に規定する事業計画書、条例第5条第2項に規定する環境保全対策書及び条例第5条第3項に規定する遵守誓約書の提出は、次に掲げる行為の前に行わなければならない。

(1) 第2条第1号及び第5号に掲げる産業廃棄物等関連施設にあつては、廃掃法第15条第1項（当該産業廃棄物等関連施設の構造又は規模を変更する場合にあつては、同法第15条の2の6第1項）の許可の申請

(2) 第2条第2号及び第6号に掲げる産業廃棄物等関連施設にあつては、土壌汚染対策法第22条第1項（当該産業廃棄物等関連施設の構造又は規模を変更する場合にあつては、同法第23条第1項）の許可の申請

(3) 第2条第3号に掲げる産業廃棄物等関連施設にあつては、次に掲げるもののうちいずれか早いもの

ア 産業廃棄物等関連施設の設置に係る工事の着手

イ 産業廃棄物等関連施設を用いてする産業廃棄物の処分の業についての廃掃法第14条第6項、第14条の2第1項、第14条の4第6項又は第14条の5第1項の許可の申請

(4) 第2条第4号に掲げる産業廃棄物等関連施設にあつては、次に掲げるもののうちいずれか早いもの

ア 産業廃棄物等関連施設の設置に係る工事の着手

イ 産業廃棄物等関連施設を用いてする産業廃棄物の収集又は運搬の業についての廃掃法第14条第1項、第14条の2第1項、第14条の4第1項又は第14条の5第1項の許可の申請

(環境保全対策書)

第7条 条例第5条第2項に規定する環境保全対策書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 設置しようとする産業廃棄物等関連施設の種類及び規模並びに処理する産業廃棄物の種類又は汚染土壌の特定有害物質による汚染状態を勘案し、当該産業廃棄物等関連施設を設置することに伴い生ずる次に掲げる事項のうち、周辺地域の環境に影響を及ぼすおそれがあるものとして調査を行ったもの（以下この条において「周辺地域環境影響調査項目」という。）

ア 大気質

イ 水質

ウ 騒音

エ 振動

オ 悪臭

カ 土壌汚染

キ 地盤沈下

ク 自然環境

ケ 廃棄物及び発生土

コ 文化財

サ 景観

シ 防災

ス 交通安全

- (2) 周辺地域環境影響調査項目の現況及びその把握の方法
 - (3) 産業廃棄物等関連施設を設置することが周辺地域の環境に及ぼす影響の程度を予測するために把握した水象、気象その他の自然的条件及び人口、土地利用その他社会的条件の現況並びにその把握の方法
 - (4) 産業廃棄物等関連施設を設置することにより予測される周辺地域環境影響調査項目に係る変化の程度及び変化の及ぶ範囲並びにその予測の方法
 - (5) 産業廃棄物等関連施設を設置することが周辺地域の環境に及ぼす影響の程度を分析した結果
 - (6) 第1号に掲げる事項のうち周辺地域環境影響調査項目に含めなかったもの及びその理由
 - (7) 周辺地域環境影響調査項目のうち変化がない又は変化の程度が極めて小さいと予測されたもの以外の事項に係る環境保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）の実施の方法及び内容
 - (8) 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を実施した後の環境の状況の変化の予測及び当該予測の不確実性の程度
 - (9) 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響
 - (10) その他産業廃棄物等関連施設を設置することが、周辺地域の環境に及ぼす影響の調査並びにその調査結果に基づく環境保全措置の内容及び効果に関して参考となる事項
- （条例第5条第3項の規則で定める区域及び遵守誓約書の記載事項）

第8条 条例第5条第3項の規則で定める区域は、次のいずれかに該当する区域とする。

- (1) 市街化区域にあつては、準工業地域、工業地域又は工業専用地域を除いた用途地域及びその境界から100メートル未満の区域
- (2) 市街化調整区域にあつては、既存集落（概ね50戸以上の住宅が連たんしているものに限る。）又は住居系の用途地域境界から

100メートル未満の区域

(3) 学校、老人ホーム、保育所、病院、図書館その他これらに類する施設から100メートル未満の区域

2 条例第5条第3項の規則で定める遵守誓約書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 緩衝緑地帯等の設置に関すること。
- (2) 始業及び終業の時間並びに操業形態に関すること。
- (3) その他当該区域及び当該施設に応じた必要事項
(関係地域の設定)

第9条 条例第6条第1項の規定により関係地域の設定をするときは、事業用地の周囲の地形、気象、人口、自然環境、土地の利用状況、交通、事業計画書等の内容等を総合的に勘案するものとする。

(告示及び縦覧)

第10条 条例第7条の規則で定める告示事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 産業廃棄物等関連施設の設置の場所
- (3) 産業廃棄物等関連施設の種類
- (4) 産業廃棄物等関連施設において処理する産業廃棄物の種類又は汚染土壌を処理する産業廃棄物等関連施設にあってはその旨
- (5) 産業廃棄物等関連施設の処理能力
- (6) 縦覧の期間及び時間
- (7) 関係住民は、意見書を提出することができる旨
- (8) 意見書の提出先、提出期限及び提出方法
- (9) 意見書に記載すべき事項及び記載方法

2 条例第7条の規則で定める縦覧の場所は、次のとおりとする。

- (1) 犬山市役所
- (2) 関係地域内又はその周辺地域内で市長が指定する場所

3 条例第11条第2項及び条例第12条第4項の縦覧は、前項の場所で行う。

(周知計画書)

第 1 1 条 条例第 8 条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 説明会の開催の日時
- (2) 説明会の開催の場所
- (3) 説明会の会場の定員
- (4) 説明会の開催の周知の方法
- (5) 説明会へ多数の関係住民が参加できるよう配慮した事項
- (6) 説明会以外の事業計画等の関係住民への周知方法

2 条例第 8 条の周知計画書は、産業廃棄物等関連施設設置事業計画書等周知計画書（様式第 3）によるものとする。

(説明会等)

第 1 2 条 事業者は、条例第 9 条第 1 項の規定により説明会を開催しようとするときは、関係住民に対し、事業計画書等の概要を記載した書類及び図面を配布するとともに、事業計画書等の内容を具体的かつ平易に説明するよう努めなければならない。

2 事業者は、説明会において、関係住民に対し、市長に意見書を提出することができる旨、意見書の提出期限及び提出先を説明しなければならない。

3 条例第 9 条第 4 項の報告は、説明会実施結果報告書（様式第 4）によるものとする。

4 前項の報告書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 説明会で配布し、又は使用した書類及び図面
- (2) 説明会以外で周知に使用した書類及び図面
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面
(意見書)

第 1 3 条 条例第 1 1 条第 1 項の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 提出者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人又は団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 意見の対象となる事業者の氏名又は名称並びに産業廃棄物等関連施設の種類及び設置場所

(3) 意見（関係地域の環境の保全上の見地からの意見に限る。）
（見解書等）

第14条 条例第12条第1項の見解書は、環境の保全上の見地からの意見に対する見解書（様式第5）によるものとする。

2 条例第12条第2項の規定による見解書の周知の方法は、次のいずれかによるものとする。

- (1) 説明会の開催
- (2) 関係住民への文書の配布又は回覧
- (3) その他市長が適当と認める方法

3 条例第12条第3項の報告は、見解書周知報告書（様式第6）によるものとする。

4 前項の報告書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 見解書の周知に使用し、又は配布した書類及び図面
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面
（事業計画書等及び周知計画書の内容の変更の届出）

第15条 条例第15条第1項の規定による届出を行おうとする者は、事業計画書等の変更にあつては事業計画書等変更届（様式第7）を、周知計画書の変更にあつては周知計画書変更届（様式第8）を市長に提出しなければならない。

（軽微な変更）

第16条 条例第15条第2項に規定する事業計画書等の内容の軽微な変更その他の規則で定める変更は、第3条に規定する変更以外の変更とする。

2 条例第15条第2項に規定する周知計画書の内容の軽微な変更その他の規則で定める変更は、第11条第1項第4号から第6号までに規定する事項の追加とする。

（廃止届）

第 17 条 条例第 16 条第 1 項の規定による事業計画の廃止の届出は、産業廃棄物等関連施設設置事業計画廃止届（様式第 9）によるものとする。

（あっせん）

第 18 条 条例 17 条第 1 項の規定によるあっせんの申請は、あっせん申請書（様式第 10）によるものとする。

2 市長は、条例第 17 条第 2 項の規定によりあっせんを行うことを決定したときは、その旨を当事者に通知するものとする。

3 市長は、あっせんを行うに当たり、当事者に対し、出席及び資料の提出を求めることができる。

（環境保全誓約書）

第 19 条 条例第 19 条第 1 項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 始業及び終業の時間並びに産業廃棄物の搬入及び搬出の時間
- (2) 周辺地域の生活環境に及ぼす影響及びその対応策
- (3) 関係住民の産業廃棄物等関連施設内の立入条件
- (4) 情報開示の条件
- (5) その他市長が必要と認める事項

（公表）

第 20 条 条例第 21 条第 2 項の規則で定める方法は、犬山市公告式条例（昭和 29 年条例第 1 号）第 2 条第 2 項に規定する掲示場への掲示その他市長が適当と認める方法とする。

2 条例第 21 条第 2 項の規則で定める事項は、命令の内容及び公表に至った経緯とする。

（報告及び立入検査）

第 21 条 市長は、条例第 22 条第 1 項の規定により、事業者に対し、産業廃棄物等関連施設の使用の状況、産業廃棄物若しくは汚染土壌又はそれらの処理に伴い生ずるものの量若しくは状態その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 市長は、条例第 22 条第 1 項の規定により、その職員を同項に定

める場所に立ち入らせ、産業廃棄物等関連施設又はその附帯施設、当該施設において処理され又は発生するもの、関係帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

3 条例第22条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第11）によるものとする。

（書類等の提出部数）

第22条 条例及びこの規則の規定により、市長に提出しなければならない書類（添付書類及び図面がある場合は、これらを含む。）の提出部数は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める部数とする。

- (1) 様式第1、様式第2、様式第7及び様式第8 4部
- (2) 前号に掲げる様式以外の様式 2部
- (3) 条例第11条第1項の意見書 1部

（委任）

第23条 この規則で定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年7月1日から施行する。